

第7号議案

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部改正について

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本施設の有効な活用及び効率的な運営を図るため、指定管理者が定める利用料金の金額の範囲等を拡大したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部を改正する条例

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例（平成17年豊後大野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3月1日」を「1月4日」に改める。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第10条、第16条関係）

区分	単位	使用料
ツリー型ハウス	1棟	12,100円
ドミトリー棟	1人	4,950円
ログハウス	1人	ツイン利用の場合 11,000円 ※3人目以降1人につき 4,950円
キャビンハウス	1棟	19,800円 ※ペット持込み（犬・猫に限る。）の場合 1頭（匹）につき 2,750円
自転車	1台	1日利用 600円
バーベキューサイト	1人	2時間につき 400円
ドッグラン	1頭（匹）	宿泊外者 90分につき 910円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る使用料から適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第16条第2項の規定により指定管理者が利用料金を定めることその他新条例の施行に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。